

農地・水・環境保全向上対策が変わります

農地・水・環境保全向上対策は、地域住民が行う共同活動と、農業者が連携して取り組む先進的な営農活動を支援する目的で、平成19年度から始まった事業ですが、平成23年度から見直しが行われ、『農地・水保全管理支払交付金』と『環境保全型農業直接支援対策』の2つの事業としてスタートします。

おたすね
農業振興課
21-6582

地域住民が行う共同活動を支援する

「農地・水保全管理支払交付金」

農地・水保全管理支払交付金は、『共同活動支援交付金』と、老朽化した農業用施設の長寿命化を図るための補修・更新に係る経費を『向上活動支援交付金』として追加支援するものです。

これまで農地・水・環境保全向上対策に取り組み中の活動組織に加え、中山間地域等直接支払制度の集落協定を締結している集落も対象になります。

事業期間

平成23年度から5年間
(向上活動支援交付金)

対象集落

農地・水環境保全向上対策に取り組む活動組織または、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落

実施要件

向上活動支援交付金を受給するためには、地域での共同活動が条件となりますので、新たに活動組織を立ち上げる必要があります。



環境にやさしい農業を支援する

「環境保全型農業直接支援対策」

環境保全型農業直接支援対策は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援するものです。

これまで『農地・水・環境保全向上対策』で実施されていた営農活動支援を、環境保全型農業に特化させて、別事業として新設されましたので、より多くの農業者が取り組めるようになりました。

事業期間

平成23年度から5年間

対象者

エコファーマーの認定を受けている販売農家(個人及び団体等)

対象地

農業振興地域内の農地

交付単価

8,000円/10aあたり
(全作物一律)

実施要件

- 化学肥料・化学合成農薬を慣行農法の5割以上低減し、併せて
- ①から③の中から一つ以上、または④の取組を行うこと
 - ①『カバークロップの作付』
 - ②『リビングマルチ・草生栽培の実施』
 - ③『冬期湛水管理』
 - ④『有機農業の取組』

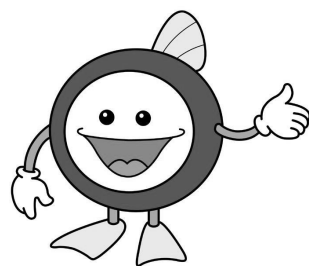


その他

戸別所得補償制度の受給及び、生産調整の達成の有無は問われません。

下水道は正しく使いましょう

～快適なくらしを守るために～



下水道への異物流入によるポンプ故障や、油による下水道管の詰まりが多発しています。そのため、下水道管の補修費用が年々増加しています。

下水道だからといって、なんでも流して良いというわけではありません。下水道は、自然環境と皆さんの生活環境をより良くするための公共の財産です。

下水処理場の運転や下水道管の補修などの維持管理費は皆さんの下水道使用料でまかなわれています。一人ひとりが十分に注意して正しく使いましょう。

下水道を利用している方へ

◆台所やトイレでは

台所の排水溝に、油や野菜くず、残飯など、また、トイレにトイレットペーパー以外のものは流さないでください。下水道管だけではなく、家庭の排水管の詰まりやポンプ故障の原因となります。また、下水処理場の機能を低下させることにつながります。

◆飲食店のグリーストラップ

※グリーストラップにたまった油脂やゴミなどは、定期的に清掃してください。定期的な清掃を怠ると機能が発揮されず、油脂類が流れ出る原因となり、下水の配管内を詰まらせる恐れがあります。また、油などが下水道本管に詰まってしまうと、営業に支障が出るだけでなく、管の清掃のために付近に住んでいる方に不便をかけることもあります。

※グリーストラップとは、飲食店の厨房等に設置され、その排水から油脂分を取り除く装置です。

◆宅内の排水設備の維持管理

宅内の排水管・ますの維持管理は、所有者の方のお願いです。排水管の清掃業者が訪問し、清掃を勧誘するケースがありますが、市から排水管の清掃を依頼することはありません。もし、宅内の排水設備の詰まりや流れが悪いなどの問題があれば、市の指定工事店へ依頼してください。



配管内で冷えて固まった油

油で詰まった下水道管 (マンホール内部を撮影)

浄化槽を設置している方へ

浄化槽の設置者の方は、浄化槽を適切に管理するよう浄化槽法で定められています。きれいな川や海を守るため、次の3点を守っていただきますようお願いいたします。なお、市が設置した浄化槽は、市が維持管理を行います。

①保守点検を行うこと

浄化槽の機能を十分に発揮させるために、年間を通じて定期的な保守点検が必要です。専門的な知識が必要ですので、知事登録を受けた保守点検業者に委託して実施することをおすすめします。

②清掃を行うこと

年に1回以上、汚泥を抜き取る清掃が必要です。市の許可を受けた清掃業者に委託してください。

③法定検査を受検すること

浄化槽の状態を確認するため、年1回、(社)島根県浄化槽普及管理センターによる法定検査を受けてください。

市が交付している合併処理浄化槽の維持管理補助金は、右記3点を行うことが要件となっています。平成23年度から、法定検査を前年度受検しておられない方は、補助金を交付できませんのでご承知おきください。

おたずね

- 宅内排水設備・浄化槽維持管理補助金について
下水道管理課普及係 TEL.21-2225
- 下水道使用料金について
下水道管理課企画管理係 TEL.21-2226

- 浄化槽について
出雲保健所 環境保全グループ TEL.21-1197
島根県廃棄物対策課 TEL.0852-22-5261
- 浄化槽の法定検査について
(社)島根県浄化槽普及管理センター TEL.0852-24-8165